

## 西宮市社会福祉協議会子育て地域サロン事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年3月31日西宮市規則第81号）に基づき、西宮市社会福祉協議会（以下「協議会」という）が実施する子育て地域サロン事業に対する補助金交付に関し必要な事項を規定し、同事業を促進するとともに、適正な執行を図り、もって子育て支援活動を推進することを目的とする。

### (補助金の対象)

第2条 市長は、協議会が「西宮市次世代育成支援行動計画」に基づき、地域における子育て支援の環境づくりを進めるため、子育て世代を中心に多世代が交流し憩える場である「子育て地域サロン」を開催する活動に必要な経費に対して補助金を交付することができる。

### (交付基準)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、毎年度予算の範囲内において、協議会に対して補助することができる。

### (補助金の申請)

第4条 前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書その他市長が必要とする書類を添えて提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、これを審査の上、正当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、協議会に通知する。

### (計画の変更)

第6条 前条の交付決定を受けた後、第4条に規定する書類の記載事項に関わる計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

### (補助金の請求)

第7条 補助金を請求しようとするときは、市長が定める期日までに補助金請

求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 協議会は、補助金の交付に係る市の会計年度終了後（補助事業が年度途中で完了したときは、当該完了後）60日以内に、次の各号に掲げる書類を添えて、実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に定めるものにあつては、その指定する期日までに提出させることができる。

- （1）決算書又は精算書
- （2）その他市長が必要と認める書類

（補助金の取り消し又は返還）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会に対し補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）この要綱の規定に違反したとき
- （2）補助金交付内容又は付随条件に違反したとき
- （3）補助金をその目的以外に使用したとき
- （4）偽りその他不正手段により、補助金の交付決定を取り消したときは、当該取り消しにかかる部分に関して、すでに交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。